

令和7年度第403号 世界遺産登録に向けた観光活性・史跡保全推進事業業務委託に係る審査項目及び審査基準

審 査 項 目		配点	評 価 の 観 点	評 価				
				特に 良い	良い	普通	やや 劣る	劣る
提 案 内 容	観光活性・史跡保全推進業務	20	・ 下記業務の遂行に、どの程度寄与するか。 - 対象拠点での wi-fi 環境の整備 - 対象拠点でのネットワークカメラの整備	20	16	12	8	4
	観光客の利便性および地域の安全性の向上に関する項目	20	・ 観光客の利便性および地域の安全性向上に、どの程度寄与するか。 ・ 課題を的確に捉え、課題解決に向けた提案となっているか。	20	16	12	8	4
	業務を実施するにあたる創意工夫	20	・ 業務の目的を達成するための創意工夫がなされているか（機器の仕様要件、運用保守の要件が事業実施に適しているか）	20	16	12	8	4
	実現性	20	・ 観光活性・史跡保全推進実施に向けた実現性（実効性、金額的・計画的妥当性）のある提案か。	20	16	12	8	4
業務実施体制及び実績		10	・ 知識と経験を有する責任者、技術者を配置しているか。 ・ 業務量に見合った人員体制となっているか。	10	8	6	4	2
		5	・ 過去において同種、類似業務の実績を有しているか。 ※ 1点×実績件数（最高で5点）					
見積額		5	・ もっとも安価な見積額を提示した提案者の見積額を基準とする。 ※ 5点×（最も安価な見積額÷当該提案者の提示する見積金額） （小数点第1位切り捨て）					
合 計 点 数		100						

■ 基準点は60点とし、平均評価点数が60点未満の提案を行った者は、選定対象としない。